

品川区エコアクション21認証取得支援助成金交付要綱

制定	平成23年3月14日区長決定 要綱第21号
改正	平成24年3月23日区長決定 要綱第35号
改正	平成26年3月20日区長決定 要綱第30号
改正	平成27年3月11日部長決定 要綱第266号
改正	平成30年3月20日区長決定 要綱第56号
改正	令和3年12月22日部長決定 要綱第359号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区内の中小企業者が環境経営システムであるエコアクション21の認証を初めて取得した場合、その経費の一部を助成することにより、環境に配慮した事業活動を促進することで地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって品川区に主たる事業所等があり、継続して1年以上事業を営む事業者（以下「事業者」という。）であること。
- (2) 法人事業税その他の税を滞納していないこと。
- (3) 平成23年4月1日以降にエコアクション21の認証・登録を初めて取得した事業者であること。ただし、他の公的機関から同種の補助金または助成金の交付を受けた事業者を除く。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、エコアクション21の認証・登録に要した経費のうち審査費用、現地審査のための交通費・宿泊費およびコンサルタント委託費および認証・登録料とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は前項に規定する助成の対象となる経費の2分の1の額とする。ただしコンサルタント委託費を要しなかった場合は15万円を限度とし、コンサルタント委託費を要した場合は、20万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、品川区

エコアクション21認証取得支援助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、別に定める書類を添えて、別に定める期間内に区長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 区長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書の内容を審査するとともに、必要に応じて調査等を行い、助成金の交付を適当と認めたとときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定する。

2 区長は、前項の規定による決定をしたとき、または助成金の交付をしないことを決定したときは、直ちに品川区エコアクション21認証取得支援助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（変更等の届出）

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付を決定された申請者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたとき、または、同条の規定による申請を取り下げるときは、速やかに品川区エコアクション21認証取得支援助成金交付申請事項変更（取下）届（第3号様式）を、別に定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（請求申請）

第8条 交付決定者は、品川区エコアクション21認証取得支援助成金請求書（第4号様式）を別に定める期間内に区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、交付決定者が不正に助成金の交付の決定を受けたと認めた場合には、当該交付決定者に対する助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第10条 交付決定者は、助成金の交付を受けた後、前条の規定により交付の決定の全部または一部を取り消されたときは、当該助成金を直ちに返還しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年12月22日から適用する。

品川区エコアクション2.1 認証取得支援助成金交付申請書

品川区長 へ

〒
住 所 _____
企 業 名 _____
代表者名 _____
電話番号 _____

品川区エコアクション2.1 認証取得支援助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を申請します。

1. 事業所等概要

事業所住所 : 品川区 _____
事業開始年月 : _____ 年 _____ 月

2. 助成金交付申請額

助成金交付申請額 : ¥ _____
(上限額) ①コンサルタント委託費を要した場合 : 20万円
②コンサルタント委託費を要しなかった場合 : 15万円
助成対象費用 計 : ¥ _____
内訳①審査費用、現地審査のための交通費・宿泊費、認証・登録料 ¥ _____
②コンサルタント委託費 ¥ _____

* 交付申請額は、助成対象費用の1/2 の額(千円未満切捨て)となります。
* 助成対象費用を確認することができる書類(「領収書」または「請求書・請求書に対する支払を証する書類一式」等)を全て添付してください。

3. 認証・登録情報

認証・登録番号 : 第 _____ 号 (認証・登録日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
事業活動 : _____
対象事業所 : _____

品川区エコアクション2.1認証取得支援助成金交付（不交付）決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のありました助成金の交付について、品川区エコアクション2.1認証取得支援助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成金交付決定額 金 _____ 円也
(上限額) ①コンサルタント委託費を要した場合：20万円
②コンサルタント委託費を要しなかった場合：15万円

ただし、申請通り交付します。

次の理由により、交付申請額から一部減額して交付します。

次の理由により、交付の要件を満たしていないため、交付しません。

(理由)

品川区エコアクション2.1認証取得支援助成金交付
申請事項変更（取下）届

品川区長 へ

〒
住 所 _____

企 業 名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

年 月 日付で申請した品川区エコアクション2.1認証取得支援助成金について、品川区エコアクション2.1認証取得支援助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請事項の変更（取下）を届け出ます。

記

1. 申請事項の変更（取下）の内容

2. 申請事項の変更（取下）の理由

品川区エコアクション2.1認証取得支援助成金請求書

品川区長 あて

捨印



〒
住 所 _____

企 業 名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

品川区エコアクション2.1認証取得支援助成金交付要綱第8条の規定により、助成金の交付を申請します。

認証・登録番号：第 _____ 号（認証・登録日 _____ 年 月 日）

対 象 事 業 所： _____

助成金交付請求額： 金 _____ 円也
（上限額）①コンサルタント委託費を要した場合：20万円

②コンサルタント委託費を要しなかった場合：15万円

助成対象費用 計 ¥ _____

内訳①審査費用、現地審査のための交通費・宿泊費、認証・登録料 ¥ _____

②コンサルタント委託費 ¥ _____

* 交付請求額は、助成対象費用の1/2 の額(千円未満切捨て)